

令和元年度 第1回 小平市介護保険運営協議会 会議要録

1	開催日時	令和元年5月23日（木） 午後2時00分～4時00分
2	開催場所	小平市健康福祉事務センター 2階 会議室（3）（4）
3	出席委員名 （敬称略）	井上斉、小川容子、金子恵一、川上政子、久保田進、佐田恵子、清水太郎、 下村咲子、多賀谷守、林田良子、比留川実、松川茂雄、渡邊浩文
4	配付資料	<ul style="list-style-type: none"> （1） 令和元年度 第1回 小平市介護保険運営協議会 会議次第 （2） 資料1 地域密着型サービス事業所の指定更新について （3） 資料2 小平市地域包括ケア推進計画策定のためのアンケート調査の概要及び実施スケジュール（予定）について （4） 資料3-1 平成30年度小平市地域包括支援センター活動報告（年間） （5） 資料3-1 令和元年度地域包括支援センターの活動報告について（4月） （6） 資料4 平成30年度地域ケア会議実績報告（1～3月） （7） 資料5 地域密着型サービス事業所の廃止について （8） 資料6 総合事業の事業所指定の状況 （9） 資料7 特別養護老人ホームの開設予定について （10） 参考資料 事前質問への回答
5	傍聴人数	0名
6	次 第	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 配付資料の確認 3 協議・検討事項 <ul style="list-style-type: none"> （1） 地域密着型サービス事業所の指定等について（資料1） （2） 小平市地域包括ケア推進計画策定のためのアンケート調査の概要及び実施スケジュール（予定）について（資料2） 4 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> （1） 地域包括支援センターの活動報告、地域ケア会議実績報告について（資料3-1～3-2、資料4） （2） 地域密着型サービス事業所の廃止について（資料5）

		<p>(3) 総合事業の事業者指定状況について (資料6)</p> <p>(4) 特別養護老人ホームの開設予定について (資料7)</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 地域包括ケア推進計画 (第7期) (第4章 施策の取組) について</p> <p>5 社会参加の促進</p> <p>6 介護予防・健康づくり</p> <p>7 権利擁護の充実</p> <p>8 介護サービスの充実と給付の適正化</p> <p>9 安心できる住まいの確保</p> <p>(2) 地域包括ケア推進計画 (第7期) (第5章 介護保険事業の見込量と介護保険料について</p> <p>6 閉会</p>
--	--	--

1 開会

2 配付資料の確認

3 協議・検討事項

(1) 地域密着型サービス事業所の指定等について

[質疑応答]

委員：人員体制について、パートでも8時間勤務や4時間勤務があるが、これも同じ1名として換算しているのか。

事務局：1名と換算している。

委員：それでは労働力の把握が非常に不正確になるのではないか。

事務局：人員体制については勤務表で見ており、時間内で規定の人数が確保されているかを確認している。ただ、資料1の表では午前中Aさん、午後Bさん勤務で2名のカウントになっている。

委員：つまり2人として換算しているということか。

事務局：そのとおり。

委員：マンパワーの把握の仕方としては少し大ざっぱではないか。

事務局：この資料には基準を満たしているという意味で人数しか記載していないので、表現については、検討していきたい。

委員：一般市民が理解しやすい表記の仕方を少し検討してほしい。

委員：資料として、人員基準を添付するのはどうか。資料は膨大な量になるのか。

事務局：部分的に抽出した形で提示したいと思う。

(2) 小平市地域包括ケア推進計画策定のためのアンケート調査の概要及び実施スケジュール（予定）について

〔質疑応答〕

委員：世話をする立場の介護者についてのアンケートは資料の中のどこで行うのか。

事務局：介護者へのアンケートは、資料②の在宅サービス利用者アンケートと④の介護保険サービス未利用者アンケートの中で実施する。

委員：アンケートが、前回送付された方にも、再度送付されるのか。

事務局：まず、①～⑤の調査は、複数の案件に該当する場合でも、一人1枚の調査表が送付されるよう抽出をかける。なお、3年前の調査との重複については、現段階考えていない。今後の検討課題とする。

委員：在宅サービス利用者アンケートについては記載する能力のない方にも発送されるかと思う。この場合、ヘルパー等の協力を得るという解釈でよいか。

事務局：市内の訪問ヘルプサービス事業者等に協力の依頼をかけていきたいと考えている。

委員：アンケートの対象者が平成29年のときには1万3,000人であるが、今回は2,000人になっている。これはなぜか。

事務局：経費の関係等もあり、数は減らした。なお、今年市全体の計画である長期総合計画を作成している。これは市の最上位の計画であるが、この計画アンケート対象者数を2,000とする方針が出ている。庁内で調整をとるという視点から数を減らした。なお、高齢者のアンケートの回答率は高い傾向があるため、周知などに努め、できるだけ多くの方から回答いただけるよう努力をしていく。

委員：ヘルパーではなく訪問看護が入っている場合もあるため、市内の在宅事業者宛に、アンケートの周知していただけると助かる。

事務局：承知した。

2 報告事項

(1) 地域包括支援センターの活動実績、地域ケア会議実績報告について

〔質疑応答〕

委員：要支援ケアプラン作成委託事業者数とあるが、これはどういう仕事を委託しているのか。

事務局：要介護1～5の方については、ケアマネジャー、事業所としては居宅介護支援事業所がケアプランを作成する。要支援の方については、地域包括支援センターがケアプランを作成するのが法定の形であるが、この地域包括支援センターが作成する要支援のケアプランについて、居宅介護支援事業所に委託できるとなってお

り、この部分についての業務委託である。

委員：徘徊に関する相談に関して、どのように対応されているのか。

事務局：引き続き地域包括支援センターが関わりを続ける中で、徘徊の方とご家族の方への対応が今後も続いていくようにアドバイスをした。事例については、次回から統計をとるため、詳しい事例についても事前に調査して報告をさせていただきたい。

委員：相談件数はどういう形でカウントしているのか。

事務局：地域包括支援センターへの電話、訪問、地域に出ていった際に受けた相談もカウントしている。

委員：資料4、地域型地域ケア会議の回数は1月～3月0回とあるが、昨年度は、前の会議資料によると7月～10月の1回だけになっている。こんなに少なくてよいのか。

事務局：生活支援体制整備事業の協議会、この会議の機能というものが、それまで想定していた地域ケア会議のうちの地域型の地域ケア会議と非常に似ているところがあり、昨年度1年間をかけて会議の形態を整理し、再体系化を図った。なお、地域型の地域ケア会議に当たるものについては、細かいものを含めると、地域の皆様が集まって60回を超えるほどの会議や勉強会等々を行っている。

委員：地域包括支援センターは限られた少ない人数で、こうした会議等に取り組んでおり、そうした活動内容についても記載して、大いにPRしても良いのではないか。

事務局：承知した。

(2) 地域密着型サービス事業所の廃止について

[質疑応答]

委員：事業所を廃止する際は、市に届け出をすればよいのか。

事務局：廃止する場合には、廃止の1か月前までに、市に廃止届を提出することになっている。

(3) 総合事業の事業者指定状況について

[質疑応答]

委員：新規指定の事業所というのは、既にどこかで事業を実施しているのか。

事務局：例えば、地域密着型通所介護事業所として既に運営していて、今回介護予防として総合事業を行うために、新規に指定を行うものである。

委員：資料6と資料1の「指定」の意味の使い分けは何か。資料1は協議事項としているが、資料6は新規指定分とありながら報告事項としており、取扱いが異なっているのはなぜか。

事務局：資料の6の総合事業の事業者指定については、平成28年3月から開始された

が、運営協議会への諮問は不要となっている。しかしながら、これまで事業所の指定に関しては、全て協議会に諮っていたため、この総合事業の指定についても、情報提供として、報告をする取扱いとしている。

委員：総合事業については、市で事業所の指定は行うが、運営協議会には諮らなくても良いという意味か。

事務局：そのとおり。

委員：かがやきデイサービス国立は、小平市民が既に利用しているので、追加で新規に指定したということか。

事務局：そのとおり。

(4) 特別養護老人ホームの開設予定について

[質疑応答]

委員：全部ユニット型で多床室はないのか。

事務局：現在は基本的にユニットでの整備を、東京都においても進めているため、市としてもその考えに基づき整備を進めている。

委員：市の問題ではないが、低所得の方だとユニットは厳しいと考えるが如何か。

事務局：課題としては認識しているが、個を大切にとの考え方に基き、現在はユニットの整備を基本としている。

委員：御夫婦で住まわれている方でも、ユニットに入るとお金もかかってしまったり、世帯が別々になってしまうことで、所得が一人分に減ってしまうとの問題が現場ではある。今後考えていかなければいけないことだと思う。

委員：多床室の特養は建てられないのか。

事務局：多床室の需要が、あることは承知している。都からの補助金額がユニット型の方が多いため、事業者が、多床室の建築計画を市に提案することが無い現状がある。以前、都へ確認したところ、国の審議会等においても、プライバシーへの配慮の点から、今は多床室ではなく、ユニットでの整備であるといった認識がされているとのことである。

3 その他

(1) 地域包括ケア推進計画（第7期）（第4章 施策の取組）について

5 認知症施策の推進

6 介護予防・健康づくり

[質疑応答]

なし

7 権利擁護の充実

8 介護サービスの充実と適正化

9 安心できる住まいの確保

[質疑応答]

委員：社会福祉協議会で権利擁護の成年後見人制度が始まった際、いち早く相談に行くことができ、制度のありがたさを感じた。

委員：権利擁護については今後ますますニーズが高まってくると思う。

委員：今、そういうお話をいただいて大変ありがたい。お金はあり、意志もはっきりしているが、亡くなった後のことについての相談もある。

委員：一人の方だと、例えば入院した時や何かあるときに非常に困ってしまうので、そういう意味では今後ますますニーズは増える。実際そういう方が明らかに増えている。